

解 説

製造物責任法（特に特許担当者のために）

会 員 黒 田 博 道

解 説

製造物責任法（特に特許担当者のために）

会 員 黒 田 博 道

目 次

1. 施行日及び法律の概要
2. 逐条解説
3. 推定規定の不採用
4. 一般的注意

製造物責任法条文

1. 施行日及び法律の概要

まず法律の概要の説明です。

この法律は、法律第85号として平成6年の国会を通過し、同年7月1日に公布されました。すると、付則第1条に「この法律は公布の日から起算して1年を経過した日から施行する」とありますので、施行日は、平成7年7月1日となります。

またこの付則第1条には「この法律の施行日後にその製造業者等が引き渡した製造物について適用する。」とありますので、上記施行日以降に販売された製品についてのみ適用があります。

更にこの法律は、第6条に規定されているように、民法に対する特別法として位置付けられております。

ちなみに、民法の709条には、「不法行為の要件」として、「故意又は過失によりて他人の権利を侵害したるものは、これによりて生じたる損害を賠償する責めに任ず。（原文はカタカナ書きである）」とあります。

この民法の一般不法行為の規定を用いた場合には、製品に欠陥があって損害を受けた消費者が、証明しなければならない事項として、

- ① 製品に欠陥があった
- ② その欠陥が故意または過失によるものである（設計や製造のミス）
- ③ その欠陥が原因で損害を受けた

等があり、これらを立証できれば、損害賠償

が行えることとなっていました(法律的には、「故意または過失の立証」と「権利の侵害の立証」となりますが、ここでは理解しやすいように前記のように3つに分けて考えることとします)。

ただ、この従来的一般不法行為の規定に基づく請求をするとき、「その欠陥が故意または過失によるものである」ことを消費者が証明するためには、設計資料とか、工場のラインであるとかを知らなければ行うことができず、その証明が極めて困難なこととなっていました。

そこで今回、この「製造物責任法」を制定し、「製品の欠陥の立証」と、「その欠陥が原因で損害を受けた」ことのみ立証によって、「設計や製造にミスがあったか(故意または過失)との立証」を不要として、「損害者が製品の欠陥及びその欠陥が原因で損害を受けたことを証明すれば、製造者の責任を問うことができる」ようにしました。

ただここで注意して頂きたいのは、この法律では、「通常的使用方法で製品を使った結果生じた事故は、製品に欠陥があったものとする」との「製品に欠陥があったことの推定」及び「その欠陥が原因で損害を受けたことの推定」の規定は採用されていません。ですから、あくまで需要者が、「製品に欠陥があったこと」及び「その欠陥が原因で損害を受けたこと」を立証することとなっています。

2. 逐条解説

では、具体的な条文の説明をします。ただここでも、特許等に関係する部分を中心に説明します。

第1条

パテント1994

まず第1条ですが、第1条は「目的」についての規定です。

最近の法律では、第1条に「目的」についての条文をおき、第2条以下の条文の解釈のよりどころとしています。この目的にも、この法律が「損害者の保護を図る」ための法律であることが明らかにされています。

第2条第1項

次に第2条第1項です。

ここでは、「『製造物』とは、製造または加工された動産をいう」と規定されています。

したがって、「製造も加工もされないもの」や「動産でないもの」は、この法律の保護対象となっていません。

ここで「製造も加工もされないもの」や「動産でないもの」としては、畑から掘ってきたものをそのまま売っている野菜、釣ってきた魚等の生鮮品が除外されるだけでなく、不動産、サービス業、ソフトウェア等が除外されます。

ただ、野菜にしても、「漬物」等は「加工されたもの」として、この法律の適用があります。また、スーパー等で売っている「カット野菜」あたりが、解釈の別れるところだと思います。もちろん、レストランで出される料理は、何らかの加工がしてありますので、この法律の対象になります。

ここで問題となるのが、「バイオテクノロジーの技術によって製造された食品」です。

そもそも生鮮品が除外されたのは、

- ① 自然の力を利用しているので品質が安定せず、かつ生産者に過度の危険管理能力を求めにくい。
- ② 生産者を特定しにくい。
- ③ 国際的にも適用外としている国が多

い。
ということが理由のようです。

してみますと、「バイオテクノロジーの技術によって製造された食品」に関しては、

- ① 品質が安定し、かつ生産者に過度の危険管理能力を求めることができる。
- ② 生産者を特定できる。

という点で、通常の生鮮品とは異なっています。したがって問題が生じた時に、裁判所がどのように判断するのか、興味があるところです。

次に不動産ですが、土地が対象外であることは明白です。ただ法律では、土地の上のついた建築物もまた不動産であり、一見すべてがこの法律の対象外となるようにも考えられます。

ただ、建築基準法では、建築物と建築設備とを分けて説明しています。そこで、この建築基準法に規定されている建築物についてはともかく、建築設備についてはこの法律の適用があると考えられます。ちなみに建築設備とは、「建築物における電気、ガス、給水、配水、換気、暖房、冷房、消火、排煙、若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう」と規定されています。したがって、これらの「建築設備」については、この法律の適用があると思われれます。

なお、建築物から取りはずして交換できる「窓、扉」等については、少なくとも交換部品として購入したものについて適用があることはわかるのですが、最初から付いているものについての扱いがわかりません。裁判所がどのように判断するのか、興味があるところです。

サービス業については、原則的に適用がありません。ただ、サービス業者がサービスを

行いやすくするために機械を改造したり、あるいはお客にうけるように改造したりした部分が原因で、損害が生じたりした場合には、そのサービス業者が同時に機械の加工業者であると考えられるので、この法律の適用があると考えられます。

また、ソフトウェア自体は、単に問題を解決するための手法であり、無体物ですから「動産」とはいえません。したがってこの法律の適用からはずれるのですが、ソフトウェアはそれ自体では意味がなく、通常はCPUやフロッピーディスク等に格納され、機械に組み込まれたり差し込まれたりして使用されます。

ここで、ソフトウェアを2つに分けて考えましょう。

まず最初は、あらかじめ機械に組み込まれた状態で、機械と共に販売されるソフトウェアです。仮にこのソフトウェアが原因で機械が壊れた場合、消費者は、購入した機械に欠陥があったと認識します。更に、その機械は、ソフトウェアを組み込んだ製造物として製造されたものですから、欠陥の対象は機械だと考えられます。この時には、この機械が原因で機械以外の損害が発生した場合についてのみこの法律の適用があります。

前述した場合は別に、フロッピーディスクの形で販売しているソフトウェアがあります。このようなソフトウェアは、そのソフトウェアを独立したものとして購入して使用するものです。そしてこのソフトウェアの使用によって、機械が壊れたり、機械が暴走して事故が生じたりすることも考えられます。このような場合のソフトウェアについては、無体物が単にフロッピーディスクに格納されているだけであって、あくまでこの法律の対象

外であるとの考え方もありますが、フロッピーディスクをデータ組み込んだ製造物と考え、壊れた機械等が損害であるとして、この法律の適用があると結論づけられるような気がします。

第2条第2項

つぎに第2条第2項では、「欠陥」についての定義が行われています。

ここでの定義としましては、「この法律において『欠陥』とは、製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう」と定義されています。

その上で、この「製造物が通常有すべき安全性を欠いている」ことを判断するに際して、「製造物の特性」、「通常予見される使用形態」、「製造業者が当該製造物を引き渡した時期」等を考慮することとしてあります。

考慮事項として「製造物の特性」を入れたのは、たとえば「薬」ならば、「眠くなる」等のような副作用があることは致し方ないし、「化粧品」ならば、「肌に合わない人がいる」ことがありえることも知られています。ですから、このように独特の特性を有している製造物に関しては、独特の特性に起因した損害に関しては、その損害が製品の「欠陥」に相当するか、あるいは特性の範囲か否かということを考慮することになると思われま

す。また、考慮事項として「通常予見される使用形態」を入れたのは、使用の結果損害が生じた場合に、その損害が「通常予見される使用形態」で使用された結果生じたのか、あるいは「その製品が、あらかじめ意図された使い方をする限りにおいては安全であるもの、予期されないような手荒な方法で使用さ

れた結果、損害が生じた」のかということ considering、その製品の「欠陥」を検討しようとしたものです。

更に、考慮事項として「製造業者が当該製造物を引き渡した時期」を入れたのは、各々の製造物には、通常予想される寿命があります。そこで、生じた損害がこの寿命の範囲内での損害か、あるいは寿命をはるかに過ぎてからの損害かということも、「欠陥」を検討する際に考慮される事項とされたのです。

第2条第3項

第2条第3項では、「製造業者等」についての定義が置かれています。

ここで「製造業者等」については、第1にその製品を造った製造業者を言います。ここまでは、製品に欠陥があつた場合の責任が製造業者にありますので、あたり前のことです。ただ、OEMでの製造の場合、損害を受けた人には製品を造った本当の製造業者が特定できない場合があります。このような場合には、製品に製造業者として表示されている者を相手に訴えが起こせることとしたのです。更に、輸入品の場合には、外国の製造業者を相手に訴えを起こすことが困難なため、輸入業者に責任をもたせることとしました。

第3条

第3条は、「製造物責任」についての規定であり、どのような場合に責任をもたなければならないのかということの規定していません。

ここでは、「人の生命、身体に生じた損害」と「財産に生じた損害」が賠償責任の対象となることが明らかになっています。

「人の生命、身体に生じた損害」の中には、

治療費、逸失利益、慰謝料等が含まれると考えられます。

またその製品の欠陥が原因で、その製品自体に生じた損害に関しては、売買契約、品質保証等で補うことができます。ですから、「財産に生じた損害」とは、その製品の欠陥が原因で、その製品以外の財産に生じた損害をいいます。具体的には、テレビが燃えてしまったときに、そのテレビ自体の損害についてはこの法律とは関係なくなりますが、同時に燃えてしまった家がこの法律での損害賠償の対象になるということです。

そこで一番心配なのが、部品です。部品があらかじめ組み込まれて販売される製品（ほとんどの製造物がこの形態です。）は、その製品が第2条第1項の「製造物」に相当することとなります。したがって、その部品が原因で製品が壊れても、その損害が製品のみにはか及ばない限りにおいては、原因が部品にあったとしても、この法律の適用がないと考えられます。

ただ一言で部品といっても、製品に取りつけられて使用されるので、製品との関係では部品であっても、単独で製造され、かつ流通する部品もあります。このような部品については、製品との関係での部品であっても、この法律では「製造物」と判断される場合もあると思われます。

例えば、自動車の屋根に付けるスキーキャリアを考えると、スキーキャリアは、そのままでは使いみちがなく、自動車の屋根に固定して初めて使用可能となるものです。ですから、自動車のオプションパーツと考えることができ、この意味からは自動車の部品です。ただ、独自に設計、製造され、かつ消費者は独立したものとして購入します。ここで、こ

のスキーキャリアに欠陥があって、マニュアル通りに自動車の屋根に付けて使用したにもかかわらず、自動車の屋根が壊れたとします。このときには、「製造物（スキーキャリア）の欠陥によって、他人の財産を侵害した（自動車の屋根を壊した）」として、この法律が適用されるものと思われます。

なおここで、損害賠償を請求する場合には、原則として、訴える人が、「製品の欠陥」及び「その欠陥が原因で損害を受けた」ことを証明することが必要とされます。

第4条第1号

第4条は、「免責事由」についての規定であり、この規定に該当する場合には製造業者に責任がないこととなります。

第1号には、「製品の引き渡し時の技術では、その製品に欠陥があったことを調べようがなかった場合」で、一般に「開発危険の抗弁」といわれます。ここで「開発危険の抗弁」といいますのは、製品の開発者に、「欠陥があったことを調べようがなかった」ものについてまで責任を負わせるとなると、開発のリスクが大きくなり過ぎるので、「製品の引き渡し時の技術では、その製品に欠陥があったことを調べようがなかった場合」については、免責としたものです。

ただここで注意していただきたいのは、製品を作った業者が「調べようがなかった」ということではなく、「科学技術の最高レベルを有する仮の製造業者がいたとした場合、その仮の製造業者でも調べることができなかった」ことが条件となり、しかもこのことを訴えられた人が証明しない限り、「免責事由」とならないことです。

また、「製品の引き渡し時の技術では、そ

の製品に欠陥があったことを調べようがなかった」として免責を主張するためには、後日の損害の発生によって「実際には製品に欠陥があった」ものの、「製品の引き渡し時には、その製品に欠陥があったことを知らなかった」ことが前提とされ、更には「製品の引き渡し時の技術では、その製品に欠陥があったことを調べようがなかった」ということが必要とされます。

してみますと、販売時点で製造業者が「製品に欠陥があったことを知っていた」場合には、「その製品に欠陥があったことを調べようがなかった」とはいえないこととなります。

そこで、特許の関係の検討です。

ここでは検討事項が、

- ① 明細書の「従来技術」及び「発明が解決しようとする課題」の欄の記載
- ② 拒絶理由通知に対応した意見書、特許異議申立あるいは無効審判請求に対応した答弁書での記載

です。

最初に、明細書の「従来技術」及び「発明が解決しようとする課題」の欄の記載について検討します。

ここで大事なものは、自社が製造している製品の欠陥を指摘したとしますと、少なくともその製品に関して、指摘した欠陥を知らなかったとはいいいくくなります。

例えば、「ブレーキ」の出願を行う時に、自社が従来から製造していた「ブレーキ」を従来品として説明し、「この従来ブレーキは長時間の連続使用によって、利きが甘くなるがあった」と書いたとします。この時、「従来から製造していたブレーキの長時間の連続使用に起因する事故」が原因で、この法律による賠償請求があったとします。この時

には、損害者がこのブレーキを使用した自動車を前述した出願後に購入したとすると、もはや「その製品に欠陥（長時間の連続使用によって利きが甘くなったことが原因で事故となる可能性がある）があったことを調べようがなかった」とはいいいにくい状態となります。

ですから、「従来技術」及び「発明が解決しようとする課題」の欄に関しては、自社技術の欠陥の指摘を行わないように注意することが必要とされます。

次に、拒絶理由通知に対応した意見書、特許異議申立あるいは無効審判請求に対応した答弁書での記載について検討します。

実は、「従来技術」及び「発明が解決しようとする課題」の欄につきましても、注意すれば自社技術の欠陥の指摘を行わないようにすることができます。

ただ、拒絶理由通知に対応した意見書、特許異議申立あるいは無効審判請求に対応した答弁書では、引用された技術を否定し、その出願発明や特許発明にその技術に比較して有利な効果があることを主張しなければ、特許性がないこととなってしまいます。

例えば、甲社が行った「ABCを主成分とする除草剤」という出願に対して、乙社の先願として「ABDを主成分とする除草剤」が引例されたとします。この時、相違点がCとDとですので、甲社の特許部は「Dは残留性が高く、農作物にも影響を与えるが、Cは残留性がなく、安全に農作物を育成できる」と主張したとします。ここではともかく、Dを否定しないことには特許性がなくなるので必死の思いで書く訳です。

ところが、甲社の除草剤の1タイプに、「DEFを主成分とした除草剤」があったとします。

こんな時に、甲社の「D成分」を含む除草剤の使用によって農作物に影響が出てしまったとして、賠償請求があったとします。この時には、損害者が甲社の「D成分」を含む除草剤を前述した意見書等での主張の後に購入したとすると、もはや「D成分に残留性があったことを調べようがなかった」とはいいにくい状態となります。

ですから、拒絶理由通知に対応した意見書、特許異議申立あるいは無効審判請求に対応した答弁書での引例の欠点の指摘に関しては、たとえ引例が他社の出願であったとしても、この法律との関係でいいますと、自社も使用している技術であるか否かまで問題とされます。

したがって、拒絶理由通知、特許異議申立あるいは無効審判請求等があった時には、引例に記載された技術を自社で一部でも使用しているかということの検討も必要な場合があります。

第4条第2号

第2号には、「部品についても製造物であるので、その部品を作った製造業者にこの法律の適用があるものの、アッセンブリー業者が過った部品の使い方をした結果生じた損害に関しては、部品業者に責任がない」ことを明らかにしたものです。

第5条

第5条は「期間の制限」についての規定です。

製造物について、製造業者に無期限に責任を負わせることは無理なので、第1項で「損害を知ったときから3年、製品を買ったときから10年のいずれかを経過したときには、

賠償請求できない」こととしたのです。

ただ、薬や農薬については、一定期間経過後に副作用が出たりする場合がありますので、第2項で「身体に蓄積されて生じる症状に関しては、その症状が出てから10年がスタートする」こととしてあります。

第6条と付則については詳しい説明を省略します。

3. 推定規定の不採用

なおこの法律では、「製品に欠陥があったことの推定」及び「その欠陥が原因で損害を受けたことの推定」が規定されておられません。

ここで、「製品に欠陥があったことの推定」は、「通常の使用方法で製品を使った結果生じた事故は、製品に欠陥があったものと考えられる」ということです。このような考え方の根拠としては、一般の需要者は製品に欠陥があることを証明することが困難なので、製品をよく知っている製造業者に、欠陥がないことを証明させようとするものです。この考え方を導入すると、訴えられた人が、「製品に欠陥がなかった」ことを証明しない限り、賠償責任があることになってしまいます。

また、「その欠陥が原因で損害を受けたことの推定」は、製品によってある損害が発生したときは、その製品の欠陥によって生じた損害であると推定されるものであり、その損害は別の原因で生じたものであることを製造者が証明しない限り、賠償請求の対象になってしまうというものです。この推定規定につきましても、この法律では導入されておられません。

このように、この法律では、この「製品に欠陥があったことの推定」及び「その欠陥が

原因で損害を受けたことの推定」は導入しないことになりました。ですから訴える人が、「製品に欠陥があったこと」及び「その欠陥が原因で損害を受けたこと」を証明しなければならないのですが、参議院商工委員会において、政府は「裁判官が事実上の推定を積極的に活用することを期待する」と答えています。

したがって、実際の裁判では、「製品に欠陥があったことの推定」及び「その欠陥が原因で損害を受けたことの推定」に近い扱いが行われると思われま

4. 一般的注意

以上の説明は、特に「企業の特許部」「弁理士」等を対象とした説明です。

最後に、一般的な注意を説明しようと思います。

企業において、「安全な製品を造る」ことについては、従来と同様の努力を続ければ、この法律に対応できると思います。

ただ従来と異なるのは、第2条第2項に規定された「通常予見される使用形態」についての考え方です。

ここでは、従来から「こんな使い方はしないだろう」とか、「まさかこんな用途に使われることはないだろう」とかいった考え方をひとまず脇において、「可能性のある使い方」、「使われる可能性のある用途」を考え、それらの使い方あるいは用途のうちで危険だと思われるものについては、あらかじめ「使用してはいけない」旨の表示をすることが必要になると思われます。

例えば、いわゆる100円ライターを考えますと、本来の用途はたばこに火をつけることである。ただ、通常、キャンプでたき火をす

る場合の火付けにも使用されるし、場合によっては花火に火を付ける場合にも使用されていることは、知られています。

すると、花火に火を付けるために使用していた結果、100円ライターが異常な高温となって爆発して、けがをしたとします。

この時間問題となるのは、100円ライターに、「たばこの点火専用」あるいは「花火への点火禁止」の表示があったかどうかという点だと思います。

ここで積極的に表示されていれば、「通常予見される使用形態」以外の使用であるとして、原則的には製造者に責任がないものの、表示がなければ、この法律の適用があるものと思われま

ここで「原則として」と書きましたのは、例え書いてあったとしても、「漢字が読めない子供が買って使用した場合にはどうなるのか」、あるいは「外国人が買って使用した場合にはどうなるのか」という点についての裁判所の判断がありませんので、表示があればすべて責任がないとは考えにくいからです。

なお、アメリカ等では、

- ・積極的に表示を行う。
- ・表示をその製品を扱う人が見やすいところに行う。
- ・外国人が製品を扱うこともあるので、絵文字で表示する。

等のことまで注意して、表示が行われていま

す。
アメリカでの扱い程厳しくなくても、少なくとも各企業において、「使用方法」あるいは「使用禁止」の表示の部分の再検討が必要になってくると思われます。

以 上

(資料)

法律第 85 号

製造物責任法

(目的)

第 1 条 この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この法律において「製造物」とは、製造又は加工された動産をいう。
- 2 この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。
- 3 この法律において「製造業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
- 一 当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者（以下単に「製造業者」という。）
 - 二 自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示（以下「氏名等の表示」という。）をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者
 - 三 前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者

(製造物責任)

第 3 条 製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第 3 項第 2 号若しくは第 3 号の氏名等の表示をした製造物であって、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。

(免責事由)

- 第 4 条 前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。
- 一 当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと。
 - 二 当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。

(期間の制限)

- 第 5 条 第 3 条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から 3 年間行わないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から 10 年を経過したときも、同様とする。
- 2 前項後段の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。

(民法の適用)

第6条 製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法(明治29年法律第89号)の規定による。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行し、その法律の施行後にその製造業者等が引き渡した製造物について適用する。

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)

2 原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「及び船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和50年法律第94号)」を、「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和50年法律第94号)及び製造物責任法(平成6年法律第85号)」に改める。

(平成6年7月1日付官報より)